

# 諏訪市犯罪被害者等支援条例

令和6年4月1日施行

誰もがある日突然、犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になり得る恐れがあります。

犯罪被害者等が置かれた状況に応じた適切かつ途切れることのない支援を行うため、「諏訪市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## 基本理念(条例第3条)

犯罪被害者等の支援は

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行います。
- 犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行います。
- 必要な支援を迅速、公正に途切れることなく行います。
- 関係機関等による相互の連携と協力の下で行います。

## 市の責務(条例第4条)

基本理念にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有します。

## 市民等の役割(条例第5条)、事業者の役割(条例第6条)

市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとします。

二次被害とは…犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者やインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害を受けることをいいます。

## 基本的施策(条例第10条～第15条)

- 相談及び情報の提供等
- 日常生活の支援
- 住居の安定
- 経済的負担の軽減
- 市民等及び事業者の理解の増進
- 民間支援団体に対する支援

## 支援金の支給

犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給します。

### ●遺族支援金 30万円

犯罪行為により亡くなられた場合に、第一順位遺族である市民に30万円を支給します。

### ●重傷病支援金 10万円

犯罪行為により重傷病を負った市民に10万円を支給します。

重傷病とは、療養期間が1か月以上かつ3日以上入院（精神疾患である場合は、療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができないこと）を要すると医師に診断された負傷・疾病をいいます。

※人の生命または身体を害する罪に当たる行為（過失による行為は除く）による被害が支給の要件

## 日常生活支援助成金の交付

犯罪被害者の日常生活を支援するため、民間または公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成します。

### ●家事、育児、介護支援

上限**4,000**円/時間（上限72時間）

調理、洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物、育児、介護援助など

### ●配食支援 上限1人**1,000**円/日

（利用の初日から起算して30日以内）

配食サービスを利用する場合の費用

### ●一時保育支援 上限**2,400**円/回（上限20回）

一時的な預かり保育を利用する場合の費用

### ●転居支援 上限**20**万円/回（上限2回）

従前の住居に居住することが困難と認められる場合の転居費用

### ●報道対応支援 上限**23**万円

犯罪被害者が報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用

### ●弁護士相談支援 上限**5,000**円/回（上限3回）

弁護士への法律相談費用

※人の生命または身体を害する罪に当たる行為（過失による行為は除く）による被害が支給の要件